

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

一五二

## ◎在外公館の名称及び位置並びに在外

### 公館に勤務する外務公務員の給与に

### 関する法律の一部を改正する法律

(平成二十五年六月一四日法律第四二号)

#### 一、提案理由(平成二十五年三月二五日・衆議院外務委員会)

○岸田国務大臣 たいいま議題となりました在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を御説明いたします。

改正の第一は、ブラジルにある在ベレン日本国総領事館の廃止を行うことであります。

改正の第二は、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定することであります。

以上の改正内容のうち、在勤基本手当の基準額の改定については、平成二十五年年度予算案と一致させて行うため、四月一日から実施する必要があります。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。何とぞ、御審議の上、本件につき速やかに御承認いただきますようお願いいたします。

#### 二、衆議院外務委員長報告(平成二十五年三月二二日)

○河井克行君 たいいま議題となりました法律案につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案の主な内容は、

第一に、ブラジル連邦共和国のベレンにある日本国総領事館を廃止すること、

第二に、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること  
であります。

本案は、去る三月十四日外務委員会に付託され、翌十五日岸田外務大臣から提案理由の説明を聴取し、本日、質疑を行い、引き続き採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

### 三、参議院外交防衛委員長報告(平成二五年六月五日)

○加藤敏幸君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、ブラジルにある在ベレン総領事館を廃止すること、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定することについて規定するものであります。

委員会におきましては、在外公館の整備方針、在ベレン総領事館の出張駐在官事務所への移行に伴う影響、在勤基本手当の為替変動への対応、在外公館職員の住居問題等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑終局の後、自由民主党及び公明党を代表して自由民主党の宇都理事より、この法律の施行期日を平成二十五年四月一日から公布の日に改める等の修正案が提出されました。

採決の結果、本法律案は全会一致をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

#### ○委員会修正の提案理由(平成二五年六月四日)

○宇都隆史君 たいだいま議題となっております在外公館の名称  
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律  
一部を改正する法律

及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対し、自由民主党及び公明党を代表いたしまして、修正の動議を提出いたします。  
その内容は、お手元に配付されております案文のとおりでございます。

以下、その趣旨について御説明申し上げます。

第一に、原案では「平成二十五年四月一日」となっているこの法律の施行期日を「公布の日」に改めるものであります。

第二に、この法律による改正後の在勤基本手当の基準額に関する規定は、平成二十五年四月一日から適用するものとするものであります。

以上が修正案の趣旨であります。

何とぞ、委員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。